

長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領

平成25年6月25日 25建企第199号

1 目的

この要領は、若手技術者の育成を図ることを目的として、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（若手技術者育成型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（若手技術者育成型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若手技術者 公告日時点において 35 歳未満の技術者（共同企業体においてはその代表者の技術者）で、建設工事の適正な履行を確保するために、現場指導員により指導が必要な者をいう。
- (2) 現場指導員 建設工事の適正な履行を確保するために、配置された技術者の技術指導を行う者をいう。

3 適用範囲

この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 企業の技術力（施工計画、配置予定技術者又は現場指導員の能力、企業の施工能力。以下同じ。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 若手技術者の育成に資することが適当と認められる工事
- (3) その他、契約担任者が、総合評価落札方式（若手技術者育成型）に基づき執行することが適当であると認める工事

4 学識経験を有する者の意見の聴取

契約担任者は、総合評価落札方式（若手技術者育成型）を行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 入札公告

契約担任者は、総合評価落札方式（若手技術者育成型）による入札を実施しようとするときは以下のとおりとする。

長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の規定に基づき、ア～カを公告する。

ア 総合評価落札方式（若手技術者育成型）による旨

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 別紙「技術資料作成要領」に定められたすべての資料（以下、「技術資料」という。）を提出することとし、一部でも欠いたものの行った入札は無効となる旨。

オ 工事の施工時において要求する評価項目があり、その履行を誓約した場合（以下、「工事施工時履行項目」という。）で、履行が確認されない場合は、工事成績評定の減点対象とすることができること。

カ その他総合評価に関する事項

6 技術資料の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、技術資料を入札公告の日から起算して7日以内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）により提出しなければならない。
- (2) 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (3) 技術資料を提出した者が、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を同条に規定する提出期限内に提出しなかった場合は、その者による技術資料の提出はなかったものとみなす。
- (4) 長崎県電子入札実施要綱（平成18年17監第426号。以下「電子要綱」という。）第2条に規定する建設工事（以下、「電子入札対象工事」という。）の場合、技術資料の提出者は、電子入札に使用するICカードの名義人とし、異なる場合は、その者による技術資料の提出はなかったものとみなす。

7 配置予定技術者の取扱い（若手技術者を専任としない場合）

- (1) 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等の実施する入札。）に配置予定技術者として申請した者を総合評価落札方式（若手技術者育成型）の入札において配置予定技術者として申請することができる。
- (2) 同一の総合評価落札方式（若手技術者育成型）の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。
- (3) (2)の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者で行うものとする。
- (4) 技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めないものとする。

8 配置予定技術者の取扱い（若手技術者を専任とする場合）

- (1) 若手技術者を配置予定技術者として申請する場合は、別に現場指導員を配置しなければならない。
- (2) 同一の総合評価落札方式（若手技術者育成型）の入札においては、若手技術者の申請は1名までとする。なお、共同企業体の場合は、各構成員1名までとする。
- (3) 申請された現場指導員で企業の技術力に係る評価を行うものとする。
- (4) 技術資料の提出期限後は、申請した若手技術者の変更を認めないものとする。

9 現場指導員の取扱い及び職務

- (1) 現場指導員は、当該工事の種類に関し、建設業法（以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者のうち、該当する資格を取得後15年以上経過し、公告文において別に定める工事経験を有する者で建設工事の適正な履行を確保するために必要な技術指導を行うことができる者でなければならない。
- (2) 同一の総合評価落札方式（若手技術者育成型）の入札においては、現場指導員の申請は1

名までとする。

- (3) 技術資料の提出期限後は、申請した現場指導員の変更を認めないものとする。
- (4) 現場指導員は、建設工事の適正な履行を確保するために、必要な技術指導を若手技術者に行わなければならない。
- (5) 現場指導員は、段階確認及び施工プロセスチェック時の指導を必ず含むものとし、指導内容計画書（様式第7号（若手技術者育成型試行要領9（5）関係））を施工計画書と併せて提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- (6) 現場指導員は、前号の規定に基づく技術指導を行った場合は、その日の翌日から3日（休日を除く。）以内に指導内容報告書（様式第8号（若手技術者育成型試行要領9（6）関係））によりその指導内容を監督職員あて報告しなければならない。
- (7) 現場指導員は、当該工事における専任は求めず、現場指導員を3件まで兼ねることができる。
- (8) 現場指導員は、当該建設工事以外の建設工事の主任技術者又は監理技術者を兼ねることはできない。
- (9) 現場指導員は、当該建設工事の現場代理人を兼ねることができる。この場合、他の建設工事の現場指導員を兼ねることはできない。
- (10) 現場指導員は、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者は兼ねることはできないが、同条第2号に規定する営業所の専任技術者はその業務の範囲内において兼ねることができる。
- (11) 契約担任者は、現場指導員の工期途中における交代の承諾は、交代後における現場指導員が変更前現場指導員と同等以上の資格を有すると認められる場合にのみできるものとする。
- (12) 9（1）の「15年以上」とあるのは、資格の取得の日から開札の日までの間が15年以上とする。

10 技術資料の審査

技術資料の審査は、競争参加資格委員会（競争参加資格委員会委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねた場合は技術審査分科会）において行い、4に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。

11 入札

入札者は、価格及び技術力をもって入札するものとするが、技術資料提出時に、「本技術資料をもって入札に参加する」旨の誓約をさせることにより、入札書提出時には、技術力に係る資料は提出を要しないものとする。

12 入札実施における特例

この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実施する。

- (1) 開札後、入札会場において（電子入札対象工事は電子入札システムにより）、入札執行者は予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。
ただし、入札が不調に終わった場合には、予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。
- (2) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条第1項中「入札公告の日の翌日から起算して30日以内（休日を除く）」を「入札公告の日から起算して7日以内（公告日及び休日を含む）及び第12条第2項中「30日」を「7日」と読み替えるものとする。
- (3) 事前審査型入札により行う。
- (4) 電子入札対象工事の場合、電子要綱に定めがあるものについては、電子入札システムを使用

する。

なお、入札公告には、下記のとおり記載するものとする。

「本工事は、提出資料及び入札書等（総合評価落札方式（若手技術者育成型）に係る技術資料を除く。）の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象工事である。」

- （５）電子要綱第21条第１項に規定する落札者決定通知書は紙により入札参加者に送付するものとする。
- （６）長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第７条に掲げる申請書を提出した者が、６（１）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかった場合は、申請書を取り下げたものとみなす。
- （７）長崎県建設工事苦情処理手続要綱（平成15年６月20日付け15監第149号）別表事前審査型一般競争入札（試行含む）の競争参加資格がないと認められた者の苦情申立てができる期間中「７日（休日を除く。）」を「５日（休日を含む。）」に読み替えるものとする。
- （８）長崎県建設工事苦情処理手続要綱第６条第１項中「７日（休日を除く。）」を「２日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。
- （９）長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第７条２項（２）の配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第４号）を配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第６号（若手技術者育成型試行要領12（９）関係））に読み替えるものとする。

13 入札の無効

技術資料を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者のした入札は、無効とする。

14 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準

別添「総合評価落札方式（若手技術者育成型）落札者決定基準（標準例）」を参考に、４に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。

15 開札

入札執行者は、開札後直ちに落札者の仮決定を行い、開札結果を公表するものとする。ただし、談合情報があった場合又は入札結果に不自然さがあった場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直ちに行うことができない場合を除く。

16 落札決定

- （１）落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者（若手技術者を専任としない場合）に係る通知書（様式第９号（若手技術者育成型試行要領16（１）関係））により行わなければならない。ただし、若手技術者を配置予定技術者として申請した場合はその配置予定技術者の専任及び現場指導員を配置することが可能か不可能かの通知を配置予定技術者（若手技術者を専任とする場合）に係る通知書（様式第10号（若手技術者育成型試行要領16（１）関係））により行わなければならない。

落札仮決定者が上記期限内に通知を行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することまたは若手技術者の専任、現場指導員を配置することができないものとみなす。

- （２）落札決定は、契約担任者が落札仮決定の通知を行い、落札仮決定者が契約担任者に（１）の通知を行い、契約担任者が当該通知を受け付けた時に本決定となる。

- (3) 落札本決定日を諸要綱及び要領等における落札決定日とする。
- (4) 契約担任者は、落札仮決定者より配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、（１）の規定を準用する。若手技術者も配置予定技術者であるため、現場指導員を配置できない旨の通知を受けた場合も同様の取扱いとする。
- (5) （４）の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。
- (6) 配置予定技術者を専任での配置、又は現場指導員の配置することができないにもかかわらず（１）により配置予定技術者を専任で配置、又は現場指導員を配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。
また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。

17 落札結果の公表

- (1) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。
- (2) （１）により落札者決定の通知をしたときは、「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について」（平成13年3月27日付け12監第564号）に定める事項に価格以外の評価点及び評価値を加えて、紙による閲覧により公表する。

18 秘密の保持

この要領に基づき入札者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

19 価格以外の評価内容の担保

- (1) 契約担任者は、落札者決定に反映された工事施工時履行項目について、履行できなかった場合の措置を工事請負契約書において取り決めておくものとする。
- (2) 契約担任者は、工事施工時履行項目の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。
- (3) （１）及び（２）において、落札者の責によらない場合は除くものとする。

20 提出期限等の特例

競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、6（１）、12（２）、12（７）及び12（８）の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。

21 その他

- (1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとする。

また、評価項目に工事施工時履行項目があり、落札者が技術資料において誓約した場合に

においては、別紙「総合評価落札方式（若手技術者育成型）契約書約定事項」に定める条項を約定しておくこと。

（２）施工計画の施工内容等については、受注者が施工計画書に反映させることとする。

（３）この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

22 施行期日

この要領は、平成25年 7月 1日から施行する。

配置予定技術者等の資格及び工事経験表

企業体名 _____
会 社 名 _____

職 名	主任（監理）技術者（若手技術者）	現場指導員	
氏 名（生年月日）	（ 年 月 日）	（ 年 月 日）	（ 年 月 日）
最 終 学 歴			
法令による免許			
資格取得年月日			
工 事 名 称			
発 注 機 関 名			
施 工 場 所 （都道府県名・市町村名）			
契 約 金 額 （現場指導員は最終請負額）			
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
工 種			
従 事 役 職			
従 事 期 間			
工 事 内 容			

(注) 1 共同企業体の場合は各構成員毎に別葉に記載すること。
2 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付すること。
3 当該会社と配置予定技術者が3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを証する書面を添付すること。
4 現場指導員の資格取得年月日を証明する書面の写しを添付すること。

平成 年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

配置予定技術者（若手技術者を専任としない場合）に係る通知書

平成 年 月 日付け 第 号により落札者仮決定通知のありました
下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式（若手技術者育成型）試
行要領に基づき下記のとおり通知します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1. 工事番号 第 号
- 2. 工事名
- 3. 工事場所 市（郡） 町 地内
- 4. 工事日数 日間
- 5. 配置予定技術者の専任配置の可・不可

	可 能
配置予定技術者の氏名	

	不 可 能
--	-------

※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内に○を記載すること。

（例）

○	可能
---	----

平成 年 月 日

契約担任者 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

配置予定技術者（若手技術者を専任とする場合）に係る通知書

平成 年 月 日付け 第 号により落札者仮決定通知のありました
下記工事に係る配置予定技術者について、総合評価落札方式（若手技術者育成型）試
行要領に基づき下記のとおり通知します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工事番号 第 号
2. 工事名
3. 工事場所 市（郡） 町 地内
4. 工事日数 日間
5. 配置予定技術者（若手技術者）の専任配置の可・不可

	可 能
配置予定技術者の氏名	

	不可能
--	-----

6. 現場指導員の配置の可・不可

	可 能
現場指導員の氏名	

	不可能
--	-----

※ 可能・不可能のどちらかを選択し、□内に○を記載すること。
（例）

○	可能
---	----